

令和6年度農山漁村振興交付金公募要領

((農山漁村発イノベーション対策) のうち農山漁村発イノベーション推進事業 (農泊推進型)
(広域ネットワーク推進事業「北陸農政局農泊推進プロモーション」))

第1 はじめに

農林水産省は、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在旅行を「農泊」として、農山漁村地域における所得向上と地域活性化施策として推進しており、観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)において「農泊地域での年間延べ宿泊数を令和7年度までに700万人泊」とする目標が設定されました。

この目標を達成するためには、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農泊地域に呼び込むことが極めて重要であることから、北陸農政局では、令和5年度に北陸農政局管内のインバウンドの受入が可能な(または今後受入が見込まれる)地域(以下「農泊拠点地域」という。)に対して、本格的なインバウンドの受入に向けて専門家によるフォローアップ(経営改善指導等)や試行的なファムトリップの実施などに取り組んでまいりました。

しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、農泊の活動に影響を及ぼしている地域があることから、農泊拠点地域の被災状況に関する現地調査などを行った上で、北陸農泊地域をつなぐ周遊ルート作成やファムトリップ等を実施することが必要であるため、これらの取組に対し、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付します。

なお、振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この公募要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金等要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領別記4の農山漁村発イノベーション推進事業(農泊推進型)及び農山漁村発イノベーション整備事業(農泊推進型)(令和4年4月1日付け3農振第2921号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和6年2月9日(金)から令和6年2月28日(水)まで
(郵送による提出の場合も、同日17時までに必着すること。)

第2 事業内容等

この公募要領により公募を行う事業は、次の1に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

1 事業内容

事業の内容は、北陸農政局農泊推進プロモーション等（以下「本事業」という。）です。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表2に定めるとおりです。

2 事業実施主体

事業実施主体は、実施要領別記4の別表1の7の（3）に記載されている次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和7年3月20日までとします。

4 その他

本事業を通じて得られた知見及び成果は、今後の農泊の推進に係る施策の検討等に活用されることから、事業実施主体は業務上知り得た情報を守秘することを誓約していただきます。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（提案書様式）

提案書様式には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入していただきます。

なお、交付金の対象経費の区分については、公募要領の別表1を参照してください。

(2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間の資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）や組織のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとしします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）からご確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法で提出してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（郵送による提出も同日時までの必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者1者につき1点に限ります。

ウ 提出書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会を以下の通り開催します。説明会の出席にあたっては、事前に参加申込が必要となります。下記の申込URLよりお申し込みください。

開催日時：令和6年2月15日（木）13時30分～14時30分

開催方法：オンライン開催

申込 URL：https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/nouson/240209_2.html

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省北陸農政局長（以下「北陸農政局長」という。）は、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、次の2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問は受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

（1）事業の趣旨及び目的の理解度

- ・ 事業の趣旨や目的を理解しているか

（2）事業の実現性と効率性

- ・ 実現性のある計画となっているか
- ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

（3）事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

- ・ プロジェクトマネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか
- ・ 適切な経理処理能力を有しているか
- ・ 取組にあたっては、北陸農政局管内の農泊地域における旅行者の受入体制の再構築や観光コンテンツの磨き上げを行う取組及び海外へのプロモーション活動を行う取組となっているか

（4）別表2の具体的な事業内容に対する各実施手法の妥当性及び取組の効果

3 審査結果の通知等

北陸農政局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、第5の1の申請に当たって条件を付すことがあります。

選定の通知は、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を北陸農政局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 外部委託については、複数者からの見積書等積算の根拠資料等

委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その理由を明らかにした理由書を作成してください。

2 交付金の支払手続

北陸農政局長が振興推進計画等を承認したときは、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）の補助金等交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農山漁村振興交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）の第10に定める交付申請書を作成し、北陸農政局長に提出してください。

その後、北陸農政局長から発出する交付決定通知の通知日以降に、振興交付金の対象となる事業を開始することができます（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

(1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、北陸農政局長に提出してください。

(2) その後、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲

内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は、国との事前協議が必要ですので御注意ください。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 成果物等の帰属について

本事業を実施することにより作成した著作物（WEBサイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は交付事業者に帰属しますが、国が公共の利益のため、当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、交付事業者は無償で当該権利を国又は国が公共の利益のために特に必要があると認められた者に許諾することとします。

また、交付事業期間中及び交付事業終了後5年間において、交付事業者は、交付事業の成果により生じた著作権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に北陸農政局長に協議して承諾を得ることとします。

2 収益状況の報告及び納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

3 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

4 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話により御連絡いただきますようお願いいたします。なお、お問合せ時間は、平日のみで10:00～17:00の間となります。

また、書類提出先も同様となります。

【連絡先】

農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL：076-263-2161（内線3482、3483）

別表1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等

注意点

- 1 支払いを証明できる証拠書類等が保存されていない場合は、原則として対象経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出済の経費は、本事業の対象経費とはなりません。
- 3 対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行とは認められない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要する経費等）は、対象経費とはなりません。

別表 2

事 項	具体的な事業内容	公募上限額 及び 公募予定数
北陸農政局 農泊推進プ ロモーショ ン	<p>北陸農政局（以下「農政局」という。）管内（新潟県、富山県、石川県、福井県）の農泊^{*1}地域^{*2}における以下の取組について支援を行う。</p> <p>1 農泊拠点地域の現地調査及び見直し</p> <p>（1）農泊拠点地域の現地調査及びフォローアップ 昨年度実施した本事業により、インバウンドの受入が可能（または今後受入が見込まれる）として選定した10地域（以下「農泊拠点地域」という。）に対して、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災状況等について、農泊実践者などの専門家による現地調査を実施し、農泊の再開に向けたフォローアップ（経営指導等）を行うとともに、農泊拠点地域として継続実施の可能性について検討し、これらの結果を取りまとめる。</p> <p>（2）農泊拠点地域の見直し （1）の調査の結果、農泊拠点地域を見直すことが適当と判断した場合、農政局管内の農泊地域（62地域）から昨年度本事業で実施したアンケート調査等を参考の上、新たな農泊拠点地域を選定する。なお、選定に当たっては必要に応じて当該地域の現地調査を実施する。</p> <p>2 北陸農泊地域をつなぐ周遊ルート（モデルコース）作成 1により選定した農泊拠点地域を核とした北陸農泊地域をつなぐ周遊ルート（モデルコース）を3ルート程度作成する。 なお、周遊ルートを作成するに当たっては、地方公共団体やDMO^{*3}等の観光業界関連機関と連携して行うこと。</p> <p>3 ファムトリップ・モニターツアー等の実施 2の周遊ルートをベースに、海外のインフルエンサーやブロガー等を招いたファムトリップ^{*4}を実施し、その結果を取りまとめる。 なお、国内旅行者の誘致にも取り組むことが適当と判断した場合には、ファムトリップと併せて国内旅行者向けのモニターツアー等を実施する。</p>	1,300万円を上限として、1事業実施主体を公募します。

4 調査報告書の作成

1から3の取組について、結果を取りまとめた報告書を作成すること。

5 効果測定及び分析報告

事業の着手にあたっては、事業の目標を設定するとともに、目標達成に向けた適切なKPIを設定して、定期的に進捗状況を把握、事業目標の達成にむけた取組を行うこと。

なお、事業を実施するにあたっては、適宜、北陸農政局に事前相談並びに状況報告等を行うこと。

- ※1. 「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいう。
- ※2 「農泊地域」とは、国の支援事業である「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」により採択（平成29年度～令和4年度）された事業者及び地域をいう。
- ※3. 「観光地域づくり法人（DMO）」とは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
- ※4. 「ファムトリップ」とは、観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やブロガー、メディアなどに現地を視察してもらうツアーのこと。